

一般社団法人日本外科学会会費規則（定款施行細則第2号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）の会費については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本会の正会員（以下、正会員と略記）の会費は、年額10,000円とする。ただし、毎年2月1日現在において満80歳に達している者であって、かつ、引き続き40年以上、正会員である者については、本人の申請により、社員総会の決議を経て、当該年度以降の会費の納入を免除する。

2 本会の準会員（以下、準会員と略記）の会費は、年額5,000円とする。

第3条 会費は、当該会計年度の間に、年額の全額を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため当該会計年度の間に会費を納入できない正会員及び準会員は、当該会計年度の開始前であっても、会費を納入することができる。

3 前項の規定によって当該会計年度の開始前に会費を納入した後に会費の年額が変更されたときは、次の各号の規定を適用する。

1) 会費の減額によって生じた剰余金は、次年度の会費の一部又は全部に充当する。
2) 会費の増額によって生じた不足金は、前項に規定したやむを得ない理由の消滅した後に速やかに納入する。

4 本条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため当該会計年度の間に会費を納入できなかつた正会員及び準会員は、当該会計年度の終了後3年

以内であれば、会費を納入することができる。

5 本条第1項の規定にかかわらず、被災のため罹災証明書の発行を受けた正会員及び準会員については、本人の罹災証明書の写しを添えた申請により、1年分の会費の納入を免除することができる。ただし、申請の期限は、罹災証明書の発行日から6ヶ月とする。

第4条 会費は、年額を分割して納入することができない。

第5条 定款第11条の規定によって休会が認められたときは、当該会計年度の終了後の休会の期間は、会費の納入を免除する。

第6条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成26年2月1日から変更する。

3 この規則は、令和2年4月15日から変更する。

4 この規則は、令和5年4月26日から変更する。